

真岡市デジタルマーケティング伴走型アドバイザー業務仕様書

1 業務概要

(1)業務名

真岡市デジタルマーケティング伴走型アドバイザー業務

(2)目的

本市では本格的な人口減少時代を迎え、若い世代の東京圏流出が続いている状況にどのように歯止めをかけていくかが求められおり、特に移住・定住促進事業が重点施策となっている。

これまで、移住・定住促進につながる子育て・新規就農の取組や関係人口拡大が図れる「ふるさと納税」などを積極的に広く対象者に認知してもらうデジタルマーケティングを実施し、効率的、確実な情報発信を継続的に実施してきたが、今後は、前述以外の業務においてもデジタルマーケティングを実施する予定である。

そこで、全庁的な情報発信やプロモーション施策において効果的なデジタルマーケティングを実施するための伴走型支援と、シティプロモーション系の職員が適切な戦略と実行可能な戦術を考え、関係各所に波及させる司令塔の立場となるための人材育成を実施するものである。

(3)履行期間

契約締結日から令和7年3月31日(月)まで

(4)履行場所

真岡市総合政策部秘書広報課シティプロモーション係

〒321-4395 栃木県真岡市荒町5191番地 TEL 0285-81-6947

(5)業務範囲

(ア) 4 業務程度におけるデジタルマーケティング業務への支援

(イ) 司令塔を確立するための支援

(ウ) 市職員に対するデジタルマーケティング研修

(エ) その他上記に付随するデジタルマーケティング事業支援業務

(6)業務詳細

(ア) 各課が実施するデジタルマーケティングについて、実施する各課職員に対しデジタルマーケティングの以下の領域についての支援を実施すること。なお、現在想定する業務は、下記のとおりであるが、業務実施の際は変更になる場合がある。

【想定する業務】

- ① いがしらリゾートのデジタル広告
- ② 観光のデジタル広告
- ③ インスタグラム真岡市けんこう UP！
- ④ インスタグラム真岡市市民共同推進室

【支援対象者】

上記想定する業務を担当する職員及びシティプロモーション係職員

【実施内容】

- ① 現状や課題の整理
- ② ターゲットユーザーの選定
- ③ マーケティング戦略における態度変容フローの定義
- ④ 訴求内容の策定
- ⑤ 活用するデジタルメディアの選定
- ⑥ 計測環境の整備
- ⑦ 適切な広告施策立案のためのアドバイス
- ⑧ 広告代理店各社との連携による広告施策改善指示

(イ) 司令塔を確立するための支援については以下の領域を含むものとする

【支援対象者】

シティプロモーション係職員

【実施内容】

- ① 司令塔が機能を引き継ぐうえで、デジタルマーケティング事業の仕様書に必要な要素を網羅した留意事項の作成
- ② 各課事業のアドバイザー
- ③ 投稿内容における助言・提言
- ④ ノウハウの定着化
- ⑤ 必要な知識・技術仕様の説明
- ⑥ 実業務での活用の支援

(ウ) 市職員に対するデジタルマーケティング研修については以下の領域を含むものとする

【支援対象者】

全課職員

【実施内容】

- ① デジタルマーケティングを始める前に知るべき事項や基本的な考え方を習得するための研修の実施
- ② 実践的なテーマにより、デジタルマーケティングのターゲットの選定、ゴール・KPI の策定、媒体の選定、計測手法などを網羅した研修の実施

(エ) その他上記に付随するデジタルマーケティング事業支援業務

(7)実施体制及びスケジュール

- ① 本業務の受注者は、全体を統括する責任者を配置すること。
- ② 本業務を実施するための業務スケジュールについて記載すること。

(8)提案限度額

2,640,000 円(消費税及び地方消費税を含む)

※打ち合わせ、研修などの際の交通費など業務委託に関わる全ての費用を含む。

※追加提案を行う場合、追加提案実現に要する費用も含めて、提案限度額内に収めること。

(9) 納品物及び検収

(ア) 上記業務詳細に対しての資料を作成し納品すること。

(イ) 受託者は業務完了後、速やかに業務完了報告を行うこと。

(ウ) 検査の実施

本市は、納入日から 10 日以内に成果物の検査を行う。

検査の結果不備と認められた場合、受託者は可能な限り速やかに不備を解消し、修正した成果物を再度納品する。また本市は、再度納入された成果物の検査を速やかに行う。

(10) 支払い

業務完了後一括払い

(11) その他の留意事項

・機密保護

本市が個人情報・秘密としていた事項、および業務の履行に際し知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。業務遂行のために本市が提供した資料ならびにデータ等については、業務以外の目的で使用してはならない。また、契約終了後も同様とする。

・再委託

本業務の一部を再委託する場合は、事前に再委託範囲および再委託業者を本市に書面にて提示し、了承を得ること。また、受託業者は再委託先の行為について全責任をおうこと。

・成果物損失・毀損発生時の負担者

納品前に成果物の滅失・毀損が生じた場合には、本市の責めに帰すべき場合を除き、その滅失・毀損は受託者の負担とする。

・瑕疵担保負担

検収完了日の翌日から 1 年間の間に、受託者の責めに帰すべき事由により成果物が本仕様書に沿って作成されていないことが判明した場合は、本市からの修正要求に基づき、受託者は無償にて成果物の修正を行い、修正した成果物を再度納入する。

また本市は、再度納入された成果物の検査を速やかに行う。

なお、検査終了後 1 年を経過した場合、受託者の故意により本市に与えた損害を除いて、受託者は瑕疵負担責任を負わないものとする。

・追加提案

本業務の仕様は、現在本市が最低限必要と考えているものであり、受託業者の専門的立場から、本業務の費用範囲内で効果的な提案がある場合は追加提案を行うこと。

・協議

本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合には、その都度本市との協議の上、取り決めるものとする。

(12)問合せ先

真岡市総合政策部秘書広報課シティプロモーション係

担当: 小池・増渕

住所:〒321-4395 栃木県真岡市荒町 5191 番地

電話:0285-81-6947

FAX:0285-83-5896

メールアドレス city-pr@city.moka.lg.jp